

# 連なりあう移動，連なりあう人種化

—人種主義研究におけるトランスナショナリズムの実装とその課題—

山本 めゆ

## 1. はじめに

M. オミとH. ワイナントによる *Racial Formation in the United States* (アメリカにおける人種編成) (Omi and Winant 1986) は、初版より30年以上が経過した現在も、人種主義に関する社会学的研究の代名詞となっている作品である<sup>1)</sup>。2015年に刊行された当書の第3版で目を引いたのは、それまで言及がなかった人の国際移動とそれに伴う「人種プロジェクト」の変容について、短いながらも加筆が施された点だった (Omi and Winant 2015: 125-126)。この変化は、人種主義研究においてトランスナショナルな空間における人種化の検討が長らく軽視されてきたこと、そして近年ようやく新たな課題として浮上しつつあることを物語っている。

本稿は、トランスナショナルな人種編成の分析という、いまだ端緒についたばかりの試みの一環として、1930年に南アフリカと日本との間で交わされた紳士協約の成立経緯に注目する。従来この協約については、経済史や外交史研究、国際関係論の観点から、大恐慌に伴う経済的打撃により新たな市場開拓の必要に迫られた南アフリカが、日本人を条件つきながら「禁止移民＝アジア人」のカテゴリーから除外し、通商関係の強化を図ったと説明されることが多かった。しかし、そのような説明においてしばしば看過されてきたのは、この協約が19世紀中葉より活性化したアジア人の国際移動の産物であり、彼らの移動を抑制・管理するためにグローバルに展開された移民規制やカラーラインの出現と分かちがたく結びついていたということだ。そうだとすれば、協約の成立過程を追うためには、南アフリカという一国内あるいは南アフリカ-日本という二国間関係内の検討にとどまらず、越境的なコネクティビティを視野に収める必要がある。それらの作業を通して、人種主義研究にトランスナショナルな視角を装備することの意義を確認していきたい。

本稿の構成は以下の通りである。まず第2節では、視角としてのトランスナショナリズムとそれへの批判を簡潔に整理し、そうした課題を乗り越える方途として「連なり」への着目について検討する。つづく第3節では、アジア人の移動を中心化する近年の白人性研究の蓄積を振り返りながら、本稿が「労働移民の時代」と呼ぶ時期、南アフリカや日本人の移民が

グローバルな「人種問題」の重要なアクターであったことを示す。第4節では、南アフリカに上陸した日本人の横顔や当地での地位の変遷を追い、南アフリカ・ケープタウンを舞台とする両国間の交渉が、北米西海岸やオーストラレイシアにおける黄禍論や排華・排日、そして移民規制に対する日本側の交渉と相似形であったことも指摘する。最後に、上述の議論を踏まえ、南アフリカにおける日本人の地位の変遷を検討する際にトランスナショナルな視角を導入することの意義と課題について確認する。

## 2. 研究視角

### 2-1. 普遍モデル・伝播モデル・相互作用モデル

人種主義研究の方法論的ナショナリズムを克服するための試みは、これまでも数々の論者より提示されてきた。F. ディケター (Dikötter 2008) やA. ボネット (Bonnett 2018) 等の議論をもとに整理すれば、それらは以下の3つのモデルに大別される。

「普遍モデル」では、皮膚の色など身体的な差異に基づく特定集団の「異種化」がけっして西欧特有の現象ではないことが強調される。たとえば中国近代史を専門とするディケターは、中国における人種言説の存在を問い、人種主義研究の西欧中心主義に批判を向けている。「伝播モデル」では、西欧由来の人種主義が帝国の拡大と植民地主義によって世界の諸地域に伝播・移植されたと説明される。アメリカの奴隷制とその遺産をグローバル・サウスの経験に重ね合わせながら西欧の責任を問題化してきたブラック・ナショナリストたちの主張も、このモデルに含まれよう。「相互作用モデル」では、ヨーロッパより流入した人種概念がヴァナキュラーな身分制や支配-被支配関係と結びつき、独自のコピー概念として定着したり、それがヨーロッパの人種概念に影響を与えたりする過程が描かれる。近代日本において「アイヌ」や「琉球人」の異質性が「測定」され、周縁化されていくような経緯がそれに当たる。

これらのモデルはそれぞれ限界を抱えていた。伝播モデルは西欧中心主義的な歴史観の反復となりやすく、相互作用モデルは西欧地域と非西欧地域とがあたかも対等な関係であったかのように描写されやすい。普遍モデルについては、モダニティの複数性と多様性の議論をめぐり、非西欧地域における多様な現象をあえてモダニティと定義することへの疑義が繰り返し呈されてきたことを思い起こしてもよいだろう。さらに、3つのモデルに共通して、人の移動に伴う人種編成を把握しきれないという制約もある。人種編成に関する分析を進めるには、人やアイデアの移動を視野に収めることが求められている。

### 2-2. トランスナショナリズムとそれへの批判

トランスナショナリズムは、1990年代当初は移民研究の分析枠組みとして提起された。カリブ海諸国の移民研究を行ってきたN. グリック・シラーらは、移民たちが出身国との間に越境的な紐帯を維持していることを指摘し、脱領土的な国民国家の出現を描出した。現在で

は国際社会学／トランスナショナル社会学／グローバル社会学において不可欠な概念として定着している。また、「第2の近代」における社会学の課題としてコスモポリタニック的転回の必要を論じたU. ベックは、その視角をコスモポリタニズムと呼んでいる（Beck and Sznaider 2006）。これらの議論においては、国民国家を社会的現実の唯一の器として自然化してきた従来型の社会科学の方法論的ナショナリズムが問題視され、その制約を乗り越えるための方途としてトランスナショナリズムないしコスモポリタニズムが提唱されてきた。

ただし、それらには多くの批判も向けられてきた。たとえば、この視角が国家の実際の規制力を軽視し、移民たちがあたかもそれに拘束されることなく越境的な活動を展開しているかのように見なされやすいという指摘（小井戸2005）や、そこにおいても依然として移民が他者化されるという、トランスナショナリズムという視角のなかのナショナリズム（大井2006）といった課題も提示された。

さらに、トランスナショナリズムやコスモポリタニズムといった認識枠組みのなかの西欧中心主義も指摘されてきた。R. コンネルはグローバル化に伴う社会変容に関するベックの議論はヨーロッパの記述にとどまっており、その関心はメトロポリタンにしかないと喝破した（Connell 2007: 378）。そしてグローバル化を論じる社会学全般についても、西欧の社会分析のモデルをそのまま他地域に投影するなど、「グローバル・ノースの世界観を深く留めており、それゆえ社会学に新たな道をもたらしたわけではない」（Connell 2010 = 2016: 17）との厳しい評価を下している。G. バンブラも、ベックのコスモポリタニズムに言及しながら、より根源的な批判を展開した。ベックを含む従来型のグローバル社会学が植民地主義や奴隷制、多様な収奪等の歴史的過程を軽視してきたことを指摘したうえで、社会科学の課題は方法論的ナショナリズムというより「方法論的西欧中心主義」にあったと論じる（Bhambra 2014）。バンブラは『社会学的想像力の再検討』（Bhambra 2007 = 2013）でも、社会学がその自画像において前提としてきたモダニティ、近代国民国家、産業資本主義などがヨーロッパにおいて内発的に発展してきたかのように偽装され、そこで重要な役割を果たしたはずのコロナルな遭遇が隠蔽されてきたことを鋭く告発している。

これらの議論を通じて、トランスナショナリズムという視角は大きく揺さぶられることになった。「第1の近代」を特徴づけていた国民国家の実態が植民地主義とともに無数の人びとの移動と深く結びつき、またその方法論的特性が西欧中心主義に貫かれたナショナリズムであったとしたら、それらの課題を棚上げしたままトランスナショナリズムを提唱することは、批判対象と同じ轍を踏むことになりかねないからだ。

### 2-3. 「連なり」への着目と南アフリカ - 日本間の紳士協約

これらを踏まえ、トランスナショナルな人種編成を論じるための方法論として、本稿では「連なり connectivities」を採用する。連なりとは、S. スブラフマニヤムの『接続された歴史』（Subrahmanyam 2005 = 2009）に代表されるグローバル・ヒストリーの潮流や、その影響下

にあるバンブラによる *Connected Sociologies* (Bhambra 2014) から刺激を受けている<sup>2)</sup>。当書においてバンブラは、社会学における主要な分析方法のひとつである比較よりも連なりを掬いあげるアプローチこそが世界をグローバルな空間として出現させ、そこにおいてグローバル社会学は可能になると主張している (Bhambra 2014)。

注目するのは、19世紀中葉から20世紀前半に活性化したアジア人のグローバルな移動と、それを媒介として出現したグローバルなカラーラインである。約4世紀に及んだアフリカン・ディアスポラに比べ、アジア人の大規模移動が発生したのは比較的短い期間ではあるが、それに対する反作用として太平洋・インド洋・大西洋の三大洋にまたがる広域で人種秩序の再編をもたらした<sup>3)</sup>。

具体的な事例として検討するのは、第一に、19世紀末より南アフリカを席卷したアジア(人)脅威論と、アジアからの移民の抑制・統制するための諸政策である。黄禍論とも呼ばれるこの脅威論については多くの研究蓄積があるが (Gollvizer 1962 = 1999, 飯倉 2004, 2013, 廣部 2017), 多くの場合、日清戦争とロシア・フランス・ドイツによる三国干渉や、ヴィルヘルム二世の命によって制作された「黄禍の図」から書き起こされるか、環太平洋地域の排華・排日、そしてアジア太平洋戦争と関連づけられてきた。後述するように、近年ではそれが移民管理行政や国境・国民の創出に与えた影響に着目する研究も広がっている。そうした脅威論の端緒がアジア人の大規模な移動によって開かれたことを重視するなら、より広域にわたるグローバルな舞台が浮上してくる。

第二に、南アフリカの移民規制に対する日本側の交渉と、その帰結として1930年に南アフリカと日本とのあいだで交わされた紳士協約である。この協約により、南アフリカにおいて日本人はアジア人のカテゴリーから除外され、事実上ヨーロッパ人と同等の待遇を獲得した。これはのちのアパルトヘイト体制 (1948-1991) 下での日本人に対する比較的寛容な処遇——「名誉白人」とも呼ばれたことで知られる——にも少なからず影響を与えたこともあり (山本 2013), レイシスト国家と「一等国」の体面保持に拘泥した日本との奇妙な友情として、その特異性ばかりが強調される傾向にあった。しかし、環太平洋地域との連なりに目を向けることで、そうした旧来型の理解も刷新されることになるだろう。

### 3. アジア人の移動と人種的秩序の再編

#### 3-1. 労働移民の時代：アジア人の大規模移動

ここからは、アジア人の移動史や白人性研究に関する近年の研究蓄積を整理し、それを通して本稿が注目する人種編成の震源地を確認していく。

レイシズムにおける地殻変動ともいふべき歴史的な転換は、しばしば大規模で広範な人の移動を契機としていた。たとえば大航海時代、15世紀末より慣れ親しんだ地中海や沿岸地域を後にしたヨーロッパ人たちは、遠征ごとに未知なる他者との遭遇を果たした。新大陸ではスペインの残虐な征服者コンキスタドールによって、アステカ、マヤ、インカは征服された。

入植者たちは奴隸的使役を正当化するためにアリストテレスの権威を借り、政治・文化生活を営むヨーロッパ人と奴隸となるべく運命づけられた先住者とを対置させた。文明－野蛮、進歩－停滞、成熟した大人－幼稚な子どもといった白人優越主義的な二元論は、すでにこのときに始まっていた。

約4世紀にわたる大西洋奴隸貿易は、広域に及ぶ人種編成の最初の例となった。16世紀から19世紀半ばまで間に約1,000万から数千万人のアフリカ人が大西洋の積荷となり、彼らの労働はヨーロッパに莫大な富をもたらした。フランスを中心に啓蒙思想が花開いたとき、自由・平等・自然権といった諸原理の適用先をヨーロッパ人男性に限定することで、非人道的な奴隸制との併存を可能にした。市民の範疇から「有色」の人びとを排除することで、ヨーロッパ市民社会は奴隸制によって生じる富を手放すことなく成長を遂げていった。

そして、奴隸制廃止後の世界でアフリカ人に代わる安価な労働力として発見されたのが、アジア人である。

19世紀中葉からの約100年間は、人類が経験したことがないほど大規模な人の移動が発生した時期だった。この時期はおおむね、ヨーロッパにおける資本主義の拡大、金本位制による国際通貨制度の確立、資本輸出の加速と国際分業体制の発展、蒸気船や鉄道網の拡大といった輸送技術の革新、大西洋海底電信ケーブルに代表される電信網の発達、さらには競合する帝国による世界の分割とイギリス海洋帝国の成立などに特徴づけられ、世界がまさに一体化に向かった時期だった。アジアの諸地域も、西欧列強への従属を通じて世界のネットワークに組み込まれた。P. マニングによれば、1840年から1940年までの100年間で、ヨーロッパ全体からの出移民数は5,600万人、中国からは5,100万人、インドからは3,000万人だったという (Manning 2005: 236)。中国とインドとを大括りにアジアと呼ぶなら、アジア発の移民はヨーロッパ発の移民数を大きく上回る。この時期のグローバル化の主役はアジア系移民だった<sup>4)</sup>。

当時国際的な移民といえば、多くの場合、労働移民を指していた。R. モンジアによれば、20世紀初頭までのインドの法において、「emigrate」や「emigration」という語は、労働契約のもとでイギリス領インドを出発してセイロン島や海峡植民地を除いたインド領域の外に移動することを指していた (Mongia 1999: 554)。日本においても、1896年に制定された「移民保護法」は移民斡旋業者の搾取から移民を保護する目的で制定されたものだが、第一条において「本法に於いて移民と称するは労働に従事する目的を以て外国にする者及其の家族にして之と同行し又は其の所在地に渡航する者を謂う」として、「移民」を労働に従事する目的で移動する人びとと定義づけている。この時期のグローバル化を、ここでは「労働移民の時代」と呼ぶ。

近年では、こうしたアジア人の大規模な移動が多くの地域で「国民」の境界画定の媒介となったことを指摘する研究も蓄積されている。ブラジルの国民的アイデンティティの構築を追ったJ. レッサーは、19世紀後半の中国人労働者の到来がブラジルの指導者たちに与えた衝

撃に触れ、定住した中国人は非常に少なかったにもかかわらず、ヨーロッパ系でもアフリカ系でもない人びとの存在はブラジル国民とは誰なのかを構想する一契機となったとしている (Lesser 1999 = 2016: 29-66)。また、アメリカの中華系移民の歴史を追った貴堂嘉之は、パスポート法の原型となるような出入国管理の文書化や、連邦初のIDカードとなった写真つき登録証などが、中国からの移民の規制やすでに入国した中華系住民の出入国管理のために開発されたこと、こうした実践が世界の移民をあまねく受け入れてきたアメリカを監視・管理を前提とした門衛国家へと変貌させたと指摘している (貴堂2018: 111-117)。ヨーロッパによるアフリカ支配の極北とされてきた南アフリカについても、19世紀後半から20世紀前半にかけて到来したアジア人移民の管理と規制を目的とする多様な実践が、シティズンシップや国民像の形成を基礎づけたとの議論が提出されるようになった。たとえば法学者のJ. クラーレン (Klaaren 2017) は、「禁止移民」という概念に注目しながら、アジアからの移民を管理しようとする諸実践が不平等ながらも統一的な南アフリカ国民像の塑形を加速させたと論じている<sup>5)</sup>。

多くの論者が指摘するように、アジア人の移動が世界に与えたインパクトについては、長らく過小に評価されてきた。A. マッキューンは、アジア人移民のエイジェンシーを軽視する西欧の研究者によって、「人口学的圧力あるいは封建国家の失政と混乱によって押し出された出稼ぎ者のアジア人」と「果敢に大西洋を越え、20世紀のヘゲモニー国家としてのアメリカを準備したヨーロッパ人」といった対比が繰り返され、アジア人の移動が不可視化されたとみている (Mckeown 2011: 43-65, 初版2008)。貴堂も、ヨーロッパからの移民の玄関口であったエリス島がアメリカの移民の正史に刻まれ数々のドラマの供給地になっているのに対し、サンフランシスコ沖のエンジェル島の入国管理施設は実質的にはアジア人移民の収監施設であり、公的記憶からは長らく排除されてきたとして、そのコントラストを強調した (貴堂2012: 5-6)。

そもそも同じように他の大陸からアメリカに到来したにもかかわらず、大西洋を越えた人びとが定住者、太平洋を越えた人びとが一時滞在者になったのも、ひとえにその土地がヨーロッパ人に帰属していると考えられ、アジアからの移民の上陸や帰化が阻害されたからにほかならない。大西洋と太平洋での非対称な国境管理は、移動に対するヨーロッパ人とアジア人の指向の違いに偽装され、移動の世界史における大西洋中心主義を後押しした。

### 3-2. 南アフリカという舞台

こうしたアジア人の移動への注目を通して白人性研究にトランスナショナルな転回をもたらしたのが、M. レイクとH. レイノルズである (Lake and Reynolds 2008)。彼らは、アジア人の到来を深刻な脅威として受けとめたアメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・南アフリカというイギリス系白人入植者植民地 (white settler colonies) の連携こそが、グローバルな白人性創出の契機となったと主張する。そこで描かれているのは、「他者」と

の遭遇に危機感と剥奪感を募らせた各地のヨーロッパ系住民のあいだに海を越えた家族的紐帯が芽生え、それを通して「白人」という集合的アイデンティティが再編される過程である<sup>6)</sup>。

トランスナショナル／コロニアルな「白い想像の共同体」の出現をもっとも雄弁に物語る例としてレイクが提示しているのが、識字テストを通して入国希望者を選別する移民規制の技術である。南アフリカのインド洋岸に建設された植民地の名称にちなみ、「ナタール方式 Natal Formula」とも呼ばれる。

その起源は、アメリカで有権者登録にあたって導入された教育テストに遡る。1890年、ミシシッピ州はアフリカ系住民の有権者登録を抑制するための手段として、憲法についての理解度を確認する教育テストを採用した。他の南部の州もこれに続き、1895年にサウスカロライナ、1898年にルイジアナ、1900年にノースカロライナ、1901年にアラバマ、1901年にヴァージニア、1908年にジョージアが同様の方法を採用するようになった。これが各地で期待通りの効果を上げたことから、教育テストを今度は移民規制に活用することが発案される。1895年の法案提出時には、識字能力を確認することで、国籍、宗教、人種によって差別することなく排除したい人びとを締め出すことができると絶賛されたほどだった。このときの法案は不成立となっている (Lake 2006)。

この頃、オーストラリアのニューサウスウェールズでは、1888年に制定された排華法の規制対象をすべての「有色」人種に拡大する動きが活発になっていたが、インドからの反発を懸念するロンドンの植民地省の同意を得ることができなかった。イギリス政府は、インド支配を安定化させるために、少なくとも表向きはすべての臣民が平等に遇されることを求めており、特定の集団を名指しで排除するような法の制定は承認しないという姿勢を堅持していたからだ。同時期にインドからの移民の抑制を狙っていた南アフリカのナタールの議会は、ニューサウスウェールズの法案が不首尾に終わったのを見て、アメリカの識字テストに目をつけた。そこで考案されたのが、港において入国希望者にヨーロッパ言語で書類を記入させることにより、インド人排斥に見えないようなかたちで彼らの上陸を抑制するという手法である (Lake 2006, Mckeown 2011: 194)。

1897年6月、ロンドンで開催されたヴィクトリア女王のジュビリーの際、ジョゼフ・チェンバレンは植民地の首脳たちと会談し、人種や肌の色による選別を行わないという帝国の伝統を守り続ける重要性を強調、各植民地はこれをナタールの選択に対する歓迎として受けとめた (Lake 2006)。識字テストは1897年12月には西オーストラリアで導入され、その後の2年間でニューサウスウェールズ、南オーストラリア、タスマニア、ニュージーランド、1900年にカナダのブリティッシュコロンビア、そして1902年にはケープ植民地でも採用された。1908年にはThe British Seaman's Unionも外国人のためのディクテーションテストを採用するなど、各地に広がっていった (Mckeown 2011: 195)。属性よりも業績を重視する移民選抜の手法は、今日の移民規制の源のひとつとなった。

このように、グローバルなカラーラインの出現において、南アフリカは重要な役割を果た

した。1919年のパリ講和会議後にイギリス外務省が作成した文書「人種差別と移民 Racial Discrimination and Immigration」(1921年10月10日付)も、「人種問題」を次のように説明する。「現時点における『人種平等』の問題は、主として以下の国々に関係がある。すなわち、日本、中華民国、英領インド、アメリカ（主にカリフォルニアと太平洋岸の諸州）、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ。最初の3ヶ国はあとの5ヶ国の領域内における移民の自由と差別による法的権利剥奪の停止を要求している。この問題は経済的または政治的な観点から論じることがもできるが、本質的には人種問題である」(Britain, Public Record Office, Foreign Office 371/6684)。

ここまで見てきたように、労働移民の時代には、アジア人の移動の管理・抑制を目指す包囲網に随伴してグローバルな白人意識が強化されていった。南アフリカはその重要な舞台の一角であり、当地に上陸したインド人、中国人、日本人はそうした人種編成の重要な触媒となったといつてよいだろう。

#### 4. 紳士協約と「名誉白人」の起源

##### 4-1. 南アフリカにおけるアジア人

ここからは、南アフリカと日本（人）との交渉に照準し、それがいかに環太平洋地域の排華・排日と分かちがたく結びついていたかを示していきたい。

アフリカ大陸の南端にある南アフリカは、アフリカ人が人口の大多数を占める。20世紀の南アフリカを振り返ると、総人口のうちアフリカ人が占める割合はおおむね67～70パーセント、ヨーロッパ系は7～21パーセントであり、その他の集団のうちインドや中国、日本にルーツを持つ人びとはせいぜい3パーセント程度である。この地の支配者にとっての最大の課題は常に「住民（アフリカ人）」の統治だった。また、民主化以前の南アフリカは、「色」に基づく厳格な隔離体制に覆われていたが、その序列階梯は少数のヨーロッパ系住民を頂点に、多数のアフリカ人を底辺に持つ三角形を形成していた。それゆえ南アフリカのレイシズム史はヨーロッパによるアフリカ支配の極北として描かれ、アジア人住民に光が当たることはほとんどなかった。しかし、先述のクラレン（Klaaren 2017）のように、近年ではアジア人の到来という契機への関心が高まっている。

この地にアジアからの移民集団が到着するようになったのは、19世紀後半のことである。まず、インド洋岸のナタールには、1910年までに15万人もの年季契約労働者がさとうきびプランテーション農場やその他の農場に導入された。彼らは5年間の契約が満了した後に契約を更新するか、インドに戻るか、自由労働者として定着することを選択でき、多くが定着を選択した。インドからの移民のなかには、比較的教育水準が高く裕福な旅客（passenger）移民と呼ばれる人びとも到来している。

この時期のインド系移民のなかでもっともよく知られているのはガンディーだろう。ガンディーは1893年から1914年まで、つまり24歳から45歳までの実に21年間を南アフリカの

地で過ごした。『ガンジー自伝』(ガンジー2004)にも描かれているように、ガンディーはいったん故郷に帰国し、1896年に妻子とともにあらためて南アフリカに戻ったが、ガンディーの乗った船は武器を手に波止場を取り囲んだヨーロッパ系住民の「植民地愛国連合」に阻まれ、23日間の検疫期間を過ぎても上陸することができなかった。港を占拠した人びとは、ガンディーがナタールを乗っ取るためにボンベイからインド人を引き連れてきたと信じていた。この衝突は、南アフリカにおける最初の排外主義的暴力と呼ばれることもある (Klotz 2013)。

中国からは、主に1870年代以降、商人もしくはダイヤモンドや金を目指して故郷を離れた人びとが到着するようになった。彼らは出身地と文化的な背景により、「広東人」と「客家」という二集団に分かれており、前者はプレトリアやヨハネスブルクなどの内陸部、後者はダーバン、ポートエリザベス、イーストロンドン、ケープタウンなどの沿岸部を中心にコミュニティを形成、中華系南アフリカ人となっていった (Yap and Man 1996: 32-40)。

彼らとは別に、南アフリカ戦争後の労働者不足を補うべく、1904年よりトランスヴァールのラント金鉱山に約6万人の年季契約労働者が中国から「輸入」された。中国人年季契約労働者の採用は大規模な論争に発展、ニュージーランドの首相R.セドンは、「われわれの人種、われわれの血」の防衛を掲げながらニュージーランドとオーストラリアの両国で大規模な抗議活動を組織したほどだった (Bright 2013: 46)。また、南アフリカの新聞「ランド・デイリー・メール」紙のエディターだったL. E. ニームは *The Asiatic Danger in the Colonies* (植民地におけるアジア人という危機) において、世界の各地でアジア系移民という「脅威」に晒されている人びとへの連帯を表明した。アジア人移民に対する反発の例としては、南アフリカのトランスヴァール、カナダのブリティッシュコロンビア、アメリカのサンフランシスコ、南アフリカのナタール、オーストラリア、ニュージーランド、ジャマイカなどを挙げ、さらにサンフランシスコの日本人学童問題について「目下、植民地 (引用者註：中国人年季契約労働者を導入したトランスヴァール) の心情は太平洋沿岸の人びとを支持している」 (Neame 1907: XI) として海の向こうの移民排斥に共感を示している。

次項で示すように、インド人、中国人に比べると日本からの移民は圧倒的に小規模で、労働者集団は上陸せず、商人中心だった。

1910年に4つの州の統合により南アフリカ連邦が誕生し、1913年には南アフリカ初の統一的な移民法である移民規制法が成立した。このとき南アフリカはカナダで1910年に成立したばかりの移民法の手法を参照し、内務大臣に「経済的観点あるいは生活水準や習慣により連邦や特定の州が求める条件に適さないとみなされたいかなる人あるいは階級」を指定する権限を付与した。この法案が議会を通過した直後、「すべてのアジア人は経済的観点から望ましくない」として、アジアからの移民が「禁止移民」に指定された (McKeown 2011: 208, Klaaren 2017: 75-87)。その最大の目的はインドからの移民の抑制にあったが、中国人、日本人も「禁止移民」に含まれると解釈された。

#### 4.2. パイオニアの横顔

南アフリカ連邦が誕生した1910年、日本は南アフリカ人のジュリウス・ジェッピーを名誉領事に任命した。1916年には外務省が清水八百一を派遣、その後1918年にアフリカ大陸初の日本公館である日本領事館がケープタウンに開設された。1926年にはダーバンに名誉領事が置かれている。1916年時点で南アフリカに居住する日本人は計11名で、そのうち6名までもが「ミカド商会」の関係者だった（「南阿及「ザンジバル」二於ケル本邦人待遇振二関スル雑件」3.8.8.20, JP）。

「ミカド商会」とは、世紀転換期から20世紀半ばまでケープタウンの目抜き通りで人気を博していた、日本の美術品と雑貨を販売する店である。創業者の古谷駒平は、当時南アフリカを訪問・寄港した外交官や冒険家、高等商船学校の実習生までもがその名を書き残しているほどケープタウンで名の通った人物だった。

古谷の生涯を詳述した青木澄夫（1993）によると、古谷は1870年、茨城県筑波郡（現つくば市）の豊かな農家に生まれた。1889年にアメリカに渡り、サンフランシスコの白人商店の小間使いとして働きながら夜学に通った。その後ハワイに渡り、白人酒屋ピーコック商会の注文取りになった。当時ハワイには日本から多くの労働者が渡っており、彼らからワインの注文を取ることが古谷の仕事だった。そこで蓄えた資金をもとに、古谷はホノルル繁華街に雑貨店を開店した。ところが日本人排斥の機運がハワイにも及ぶようになり、1897年には日本人移民の上陸禁止事件も発生、日本商品排斥の動きも広がって、古谷は店を畳んで日本に帰国した。

夢半ばで帰国を強いられた古谷が望みをかけたのが、南アフリカ・ケープタウンだった。英語圏であることや日本人商人にとってまだ手つかずの地であったこと、さらに南アフリカの金鉱山のイメージもその選択を後押ししたといわれる。1898年、古谷と妻は横浜港を出発し、6ヶ月後にケープタウンに到着した。到着から間もなく中心部のアデレー通りに「ミカド商会」を開く。アメリカ仕込みの英語を話し、身なりもよく、誠実に働く古谷に対してケープタウンの人びとは好意的で、持参した商品は2ヶ月で完売した。その後も順調に事業を拡大し、1916年の時点で日本人5名、使用人として「欧州人」8名と「土人」7名を雇用していた（青木1993: 141-190）。

こうした古谷の足跡について、偉大な先駆者の成功譚や、南アフリカ-日本間の移民史として振り返る限り、古谷の移動は彼の野心や冒険心のみに還元されることになり、事実そのように紹介されることも多い。しかし、上記からも明らかな通り、この稀有な実業家をアフリカ大陸に向かわせたのは、当時の日本の青年たちのあいだに共有されていた海外雄飛の夢であり、太平洋地域で猛威を振るったアジア人排斥だった。サンフランシスコの小間使いからスタートし、ハワイで日本人相手の商売に商機を見出し、一度は夢破れたもののケープタウンで再起を果たした古谷は、この時期のグローバル化の申し子といえる。

### 4.3. 外務省による交渉

日本の外務省は禁止移民への指定を受け、1915年、1921年、1922年と数度にわたって南アフリカ側と合意を交わし、日本人の入国について便宜を受けていた（Debates of the House of Assembly 1931: 1129-1132, SA）。

北川によれば、日本と南アフリカの距離が接近した最初の契機は、第一次世界大戦だった。南アフリカではドイツ製品の輸入が途絶えたことにより、その代替として日本製品への需要が高まり、外国人商人を介さない直接取引が始まった。1917年、1918年ごろには、兼松商店、三井物産、高島屋飯田、岩井商店などが日本から出張員を派遣し、駐在員を置くようになった（北川1999）。外務省の記録によると、1916年に農務省が調査団を派遣した際、同行した三井物産の社員2名には移民規制法が適用され、認められたのは10日間の仮入国のみだったが、1917年には南アフリカ内務省側より「一定の条件のもとで移民法は緩和されるべき」との回答を得た（「南阿及「ザンジバル」二於ケル本邦人待遇振二関スル雜件」3.8.2.219, JP）。

1919年のパリ講和会議を経て、日本は白人入植者植民地の国々における「排日」を強く確信することになった。1922年のワシントン会議を前に外務省で作成された文書では、主な懸案として「太平洋沿岸諸国（アメリカ、濠州、新西蘭、加奈陀）及南阿二於ケル日本人の出入国及待遇問題」として南アフリカの名前も挙がっている（宮崎1997: 387）。当時南アフリカに入国する日本人はごく少数であったにもかかわらず、日本の外務省や現地日本領事館が日本人の入国や滞在、商業活動にまつわる制約に強い関心を向けていたのは、単に通商上の利便性のためではなく、これが環太平洋諸国における「排日」問題と地続きであるという認識があったからだろう。

1924年にはアジア系住民の隔離をもくろんだ「Class Areas Act」が案出される。在ケープタウン日本領事の今井直忠はこの法案について、インド人、中国人、日本人を「アジア人村」「アジア人部落」に封じ込めようとするものと表現し、日本人を適用対象から除外するよう交渉を開始した（今井1929: 22-25）。1925年には、アジア人の入国規制の強化を求める移民規制法の改正案が議会で提出された。危機感を強めた今井は、南アフリカの内務省に対し「日本人を他のアジア人と混合視しないように字句を挿入すること」を求めた。その結果、今井は内務大臣からこの法がインド人への適用を前提としており日本人に適用する意図はないという言葉を得た。この法案はインドが強く反発したことで取り下げられた。

さらに1926年、「酒類法」をめぐる議論においても、酒類販売の禁止対象のなかにアジア系住民が含まれていたことから今井が強硬に抗議をし、「日本人種」は除外という文言が挿入された（「各国二於ケル排日関係雜件 南阿ノ部」J.1.1.0.J/X1-B6, JP）。今井はここで「ジャパニーズ」ではなく「ジャパニーズ・レース」と表記されたことについて、「更に一層我々の成功だった」と自負している。「日本人であってもアメリカで生まれた者にはアメリカの市民権があり、アメリカ人である。（中略）日本人種とせられた以上、たとえアメリカ人であっても人種が日本人種であれば、かしこに行ってもやはり欧州人と同等に取り扱われるように

なって来た」(今井1929: 29)。今井は南アフリカ当局との交渉に臨みながら、アメリカ西海岸で差別的待遇を受けている日系人の存在を常に念頭に置いていたことがわかる。

#### 4-4. 紳士協約

外務省は南アフリカ当局に対して交渉を続け、1930年10月、在ケープタウン日本領事代理の山崎壯重と南アフリカ外務次官代理のW. J. H. ファレルとの間で合意が交わされた(外務省調書通212, JP, 'Notes Exchanged between the Union Government and the Japanese Consul in the Union concerning Japanese Immigration into South Africa', February 1931 [A1-31], SA)。これにより日本人は「禁止移民」のカテゴリーから除外され、実質的にヨーロッパ人と同等の地位を獲得した。協約の概要は以下の通りである。

日本国領事は連邦への入国許可のために次の種類の日本国臣民を推薦する。

- (1) 旅行者
- (2) 修学または学術的調査のみの目的で連邦を訪れる者
- (3) 卸売商人および南アの輸出産物の購入者ならびにその従業員。この種類に属する被推薦者の数は適当な範囲に制限される。
- (4) (1) および (2) (3) により入国を許可される者の妻子

また、制約としては以下のような項目も含まれていた。

- 本了解に規定された許可証により連邦に入国する者はその結果としてオレンジ自由州内に居住または商業もしくは農業の目的をもって当該州に定住することはできない。
- 一時居住中に滞在者より生まれた子はその結果として連邦国籍、生得権または永住についての権利をもたない。
- 本了解は連邦が1913年の移民規制法、1930年の割当法またはそれらの改正を運用しおよび実施する権利を損なうものと解釈されるべきではなく、また2ヵ月前の予告によりいつでも改訂することができる。

この紳士協約の背景については、大恐慌により経済的に大きな打撃を受けた南アフリカが羊毛の新たな市場として日本に目を向け、バイヤーを呼び込むために日本人の入国に対する規制撤廃へ踏み切ることになったと説明される(森川1988, 北川1994, 1999, Osada 2002参照)。ただし、これには日豪・日米・日加間の紳士協約という先例があったことも確認しておく必要がある。たとえば1908年に日米間で交わされた紳士協約は、サンフランシスコの公立学校委員会による日本人学童隔離問題(1906年)と、それを機にあらわになった当地で

の日本人排斥への手当てとして交わされたものだが、これにより日本側が自主的にアメリカ行きを渡航者を制限することになった。ただしそれは、現地在住者の配偶者と子などを除けば、商人や高等教育機関の留学生のみがアメリカ行きをパスポートを発給される一方、労働移民の渡航は禁止されるというもので、いわば国民の移動を質量の両側面から管理することにより移民規制の圧力を回避し、自国の体面を保つというねらいがあった。南アフリカ-日本間の紳士協約もまた、送出側の日本から渡航者を商人等に限定することによって禁止移民からの除外を実現させており、いわば日本が環太平洋の白人定住植民地と交わした協約と相似形だった。

紳士協約はのちのアパルトヘイト体制（1948-1991）下での日本人に対する比較的寛容な処遇——「名誉白人」とも呼ばれたことで知られる——にも少なからず影響を与えたこともあり（山本2013）、レイシスト国家と「一等国」を自負する日本との利害の一致、あるいは歪な友情として、その特異性ばかりが強調される傾向にあった。しかし本章が明らかにしたように、一方の南アフリカにとっては、労働移民を排し教育を受けた移民のみを受け入れるという点で識字テストを用いた選抜法の延長線上にあり、他方の日本にとっても、すでに環太平洋の諸地域と交わした合意の再現であることから、この紳士協約はどちらの国にとっても大きな譲歩ではなかったといえる。ケープタウンで交わされたこの紳士協約は、労働移民の時代に形成されたグローバルなカラーラインとそれに抗おうとした人びととの交渉の産物だったといえよう。

## 5. 考察と課題

本稿では、1930年の南アフリカ-日本紳士協約の成立経緯を、アジア人の移動を梃子に生じた受入地の連携や相互参照に注目しながらを検討してきた。また、それを通してトランスナショナルな空間における人種編成を浮かび上がらせるとともに、レイシズム研究において連なりに光を当てることの意義を確認した。最後に、考察と今後の課題を整理しておきたい。

本研究によって提起されたこととして、「名誉白人」問題の時間的・空間的拡張を挙げたい。1948年より始動した人種隔離（アパルトヘイト）体制のもとでは、アパルトヘイト型の人種区分に基づいて居住地が指定され、移動も厳格に管理されることになった。外交やビジネス目的で滞在する外国人は、出身国や肌の色にかかわらず「白人」の地域に居住することが認められたうえ、日本人は慣例的に他のアジア系住民よりも寛容に処遇されていたこともあり、1960年代の南アフリカでは日本人の企業駐在員を指して「名誉白人」として揶揄する呼称も誕生した（山本2013）。日本では1980年代に高揚した反アパルトヘイト運動のなかでそうした「特権」が耳目を集めたという経緯も手伝い、アパルトヘイト政策に対する日本人の同調および加担の象徴として厳しく指弾されることになる。結果として、同様の協約が交わされながらも、一方の環太平洋地域では「黄禍」「排日」の文脈で、他方の南アフリカでは「名

誉]「特権」の文脈で論じられるという乖離が生じ、包括的な理解を妨げる一因となってきた。アジア人の移動史の再評価が進む今日、「名誉白人」と呼ばれた地位についても、われわれの視野を時間的にも空間的にも拡張しながら再検討を進めていくことが必要だろう。

また、連なりという手法をめぐることは、今後は通時的な連なりの検討も重要な課題となるだろう。政治学者の松永泰行(2020)は、関係社会学の蓄積等を参照しながら、現代世界のグローバルな危機の分析にあたって「関係性」に着目することを提案しているが、そこでは共時的な関係性のみならず通時的に変化する関係性にも向き合うことが求められている。本稿では「労働移民の時代」に照準したが、今日の人種的秩序へと至る通時的な連なりについては、その方法論も含めて検討を重ねていきたい。

## 注

- 1) M. オミと H. ワイナントは当書を通して人種の意味と配列の歴史的・社会的可塑性を明らかにした。人種を社会的な構築物とする見方は当時においてもけっして真新しいものではなく、アメリカでは 20 世紀初頭に頭蓋骨測定法を否定した F. ボアズ、その後継者の R. ベネディクト、A. モンタギューや境界論の E. パースなど人類学からの貢献があった。人種編成論は、それらを継承しつつ、人種を多様なアクターの闘争によって絶えず変化する意味の複合体として捉え直した。以来、アメリカにとどまらず各国の社会学者が人種編成論を参照しており、日本の社会学からは南川文里(2007)が当書に依拠しながら人種とエスニシティが同時に形成される過程として「人種エスニシティ編成」を提示し、下地ローレンス吉孝(2018)が日本における「ハーフ/ダブル/ミックス」をめぐる人種編成について論じている。
- 2) S. スブラフマニヤムの *Explorations in Connected History* (Subrahmanyam 2005 = 2009) は、邦訳では『接続された歴史』とされている。本稿では、G. バンプラの *Rethinking Modernity* が金友子によって『社会学の想像力の再検討——連なりあう歴史記述のために』と訳出されていることにヒントを得て、「連なり」という表現を採用している (Bhambra 2007 = 2013)。
- 3) 田辺明生・竹沢泰子・成田龍一は、本稿と同様に 19 世紀後半からの主に日本人の移動と人種化を題材とし、人種主義研究の舞台と認識枠組みの転換を求めて「環大西洋から環太平洋へ」(田辺明生・竹沢泰子・成田龍一編 2020: 8) と呼びかけている。しかし対象地域を環太平洋地域に限定すれば、同時期のインド人の移動やナタール方式の誕生といったトランスナショナル/コロニアルな連携は見落とされ、結果的にアジア人の移動が世界にもたらしたインパクトについての過小評価を招く。本稿では、環大西洋中心の歴史観を相対化するためには、環太平洋研究や環インド洋研究ではなく、それらを横断的に検討する必要があることを示した。
- 4) A. マッキューンは、税関等の記録をもとに、1840-1940 年の 100 年間に全世界で少なくとも 1 億 5000 万人の長距離移動があったと算出する。その目的地は 3 つのフロンティアに大別される。(1)アメリカ大陸、(2)アジア東南部とインド洋岸・オーストラレイジア、そして(3)満州やシベリア・中央アジアを含むアジア北部である。移民の規模と出身地は、(1)に対しては、ヨーロッパからの移民が 5,500 ~ 5,800 万人、他にインド、中国、日本、アフリカからの移民が 250 万人、(2)に対しては、インドや中国南部からの移民が 4,800 ~ 5,200 万人、他にアフリカ、

ヨーロッパ, アジア北東部, 中東から 500 万人, (3)に対しては, アジア北東部とロシアから 4,600 ~ 5,100 万人だった。当時, この 3 地域の人口増加率は世界平均の約 2 倍, 世界の人口においてそれら 3 地域が占める割合は 10 パーセントから 24 パーセントに上昇したほどだった (Mckeown 2011: 43-65)。

- 5) 個人を識別するための指紋法はインドで生まれ, 南アフリカで初めて本格的に実用化された技術である。南アフリカでは, 金鉱山に導入された中国人年季契約労働者を掌握する方法として採用されたことで, 労務管理の先例として大きな成果をあげた。このとき指紋採取, 分類, 整理保存を担当した外国人労働局職員は, その後内務省の「アジア人部局」に移管されたが, トランスヴァールで全アジア系住民に指紋登録を求めた 1907 年の「暗黒法」を先導した部署でもある (Breckenridge 2014 = 2017: 80-83)。また, 指紋法を用いた労働者管理は他の宗主国からも注目を集めた。満鉄炭鉱部はラントの実践に大きな関心を寄せ, 撫順炭鉱において指紋登録を実施, 戦後日本の外国人登録法に継承された (渡辺 2003: 365-387, 高野 2016)。
- 6) M. レイクと H. レイノルズが強く意識しているのは, 白人入植者植民地とロンドンとの隔たりにある。1893 年に刊行され, オーストラリアやアメリカで広く読まれていた C. ピアソンの *National Life and Character* は, 莫大な人口を擁する中国に西欧文明が圧倒されていくといった脅威論を提示したことで排斥論者に格好の口実を与えたとされるが (飯倉 2004: 147-151), 遠からず「下等人種」の人びとが「高等人種」と対等な地位を獲得するという「予言」は, ある意味で正鵠を射た分析だった。地球上のほぼ全域が西欧列強の勢力範囲に収められていた時代にあって, 白人入植者植民地では近い将来に西欧が優位性を喪失していくという未来を予見せざるを得なかったのであり, その意味において「有色」の人びととの共存という課題を先取りしていたのは, メルボルンやサンフランシスコ, 南アフリカのダーバンのような街だったといえる。

## 文献

### <アーカイブ・議会資料>

(南アフリカ)

Debates of the House of Assembly 1931: 1129-1132.

'Notes Exchanged between the Union Government and the Japanese Consul in the Union concerning Japanese Immigration into South Africa', February 1931 [A1-31].

(日本)

外交史料館蔵 3.8.2.219 南阿及「ザンジバル」ニ於ケル本邦人待遇振二関スル雑件.

外交史料館蔵 J.1.1.0.J/X1-B6, 各国ニ於ケル排日関係雑件 南阿ノ部.

外務省 調書通 212.

(イギリス)

Racial Discrimination and Immigration "confidential", 10 October, 1921, Foreign Office 371/6684.

## &lt;二次資料&gt;

- 青木澄夫, 1993, 『アフリカに渡った日本人』時事通信社.
- Bhambra, G. K., 2007, *Rethinking Modernity: Postcolonialism and the Sociological Imagination*, Basingstoke: Palgrave Macmillan. (金友子訳, 2013, 『社会学的想像力の再検討——連なりあう歴史記述のために』岩波書店.)
- , 2014, *Connected Sociologies*, London: Bloomsbury.
- Beck, U. and Sznaider, N., 2006 “Unpacking Cosmopolitanism for the Social Sciences: A research Agenda”, *The British Journal of Sociology*, 57(1): 1-23.
- Bonnett, A., 2018, “Multiple Racializations in a Multiply Modern World”, *Ethnic and Racial Studies*, 41 (7): 1199-1216.
- Breckenridge, K., 2014, *Biometric State: The Global Politics of Identification and Surveillance in South Africa, 1850 to the Present*, Cambridge: Cambridge University Press. (堀内隆行訳, 2017, 『生体認証国家——グローバルな監視政治と南アフリカの近現代』岩波書店.)
- Bright, R., 2013, *Chinese Labour in South Africa, 1902-10: Race, Violence, and Global Spectacle*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Connell, R., 2007, “The Northern Theory of Globalization”, *Sociological Theory*, 25 (4): 368-385.
- , 2010, “How Can We Weave a World Sociology?”, *Global Dialogue: Newsletter*, International Sociological Association, 1(2). (西原和久訳, 2016, 「どのようにして世界社会学を織り上げることができるのか」西原和久・芝真里編訳『国際社会学の射程——社会学をめぐるグローバル・ダイアログ』東信堂:15-19.)
- Dikötter, F., 2008, “The Racialization of the Globe: An Interactive Interpretation”, *Ethnic and Racial Studies*, 31(8): 1478-1496.
- ガンジー, マハトマ, 2004, 『ガンジー自伝』中央公論新社.
- Gollwitzer, H., 1962, *Die gelbe Gefahr: Geschichte eines Schlagworts, Studien zum imperialistischen Denken*, Vandenhoeck & Ruprecht. (瀬野文教訳, 1999, 『黄禍論とは何か』草思社.)
- 廣部泉, 2017, 『人種戦争という寓話——黄禍論とアジア主義』名古屋大学出版会.
- 飯倉章, 2004, 『イエロー・ペリルの神話——帝国日本と「黄禍」の逆説』彩流社.
- 飯倉章, 2013, 『黄禍論と日本人——欧米は何を嘲笑し、恐れたのか』中央公論新社.
- 今井忠直, 1929, 『注目すべき南阿と東阿』文明協会.
- 貴堂嘉之, 2012, 『アメリカ合衆国と中国人移民——歴史のなかの「移民国家」アメリカ』名古屋大学出版会.
- , 2018, 『移民国家アメリカの歴史』岩波書店.
- 北川勝彦, 1994, 『日阿取極』と南アフリカ羊毛購入問題——日本領事報告に基づいて』川端正久編『アフリカと日本』勁草書房: 63-79.
- , 1999, 「戦間期における日本の対南アフリカ貿易と企業活動」杉山伸也・リンダ・グローブ編『近代アジアの流通ネットワーク』創文社: 257-278.
- Klaaren, J., 2017, *From Prohibited Immigrants to Citizens: The Origins of Citizenship and Nationality in South Africa*, Cape Town: UCT Press.
- Klotz, A., 2013, *Migration and National Identity in South Africa, 1860-2010*. New York: Cambridge University Press.

- Knowles, V., 2007, *Strangers at our Gates: Canadian Immigration and Immigration Policy, 1540-2006*, Toronto: Dundurn Press. (細川道久訳, 2014, 『カナダ移民史——多民族社会の形成』明石書店.)
- 小井土彰宏, 2005, 「グローバル化と越境的社会空間の編成——移民研究におけるトランスナショナル視角の諸問題」『社会学評論』56 (2): 381-399.
- Lake, M., 2006, “From Mississippi to Melbourne via Natal: The Invention of the Literacy Test as a Technology of Racial Exclusion,” Curthoys, A., and M. Lake, eds., *Connected Worlds: History in Transnational Perspective*, Canberra: ANU E Press, 209-229.
- Lake, M., and H. Reynolds, 2008, *Drawing the Global Colour Line: White Men’s Countries and the International Challenge of Racial Equality*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Lesser, J., 1999, *Negotiating National Identity: Immigrants, Minorities, and the Struggle for Ethnicity in Brazil*, Durham, North Carolina: Duke University Press. (鈴木茂・佐々木剛二訳, 2016 『ブラジルのアジア・中東系移民と国民性の構築——「ブラジル人らしさ」をめぐる葛藤と模索』明石書店.)
- Ludwig, D., 2019, “How Race Travels: Relating Local and Global Ontologies of Race”, *Philosophical Studies*, 176(10): 2729-2750.
- 松永泰行, 2020, 「通時的関係性の錯綜から——『危機』を分析する」酒井啓子編『グローバル関係学と何か』岩波書店: 66-90.
- McKeown, A. M., 2011, *Melancholy Order: Asian Migration and the Globalization of Borders*, New York: Columbia University Press.
- 南川文里, 2007, 『「日系アメリカ人」の歴史社会学: エスニシティ, 人種, ナショナリズム』彩流社.
- 宮崎慶之, 1997, 「日本人移民問題をめぐる日本外交——ベルサイユ会議, ワシントン会議を中心に——」三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』論創社: 365-393.
- 森川純, 1988, 『南アと日本——関係と歴史・構造・課題』同文館出版.
- Mongia, R. V., 1999, “Race, Nationality, Mobility: A History of the Passport,” *Public Culture*, 11(3): 527-555.
- Morikawa, J., 1997, *Japan and Africa: Big Business and Diplomacy*, Trenton New Jersey: Africa World Press.
- Neame, L. E., 1907, *The Asiatic Danger in the Colonies*, London, G. Routledge & sons, limited; New York, E.P. Dutton & co.
- Omi, M., and H. Winant, 2015, *Racial Formation in the United States*, Routledge.
- 大井由紀, 2006, 「トランスナショナリズムにおける移民と国家」『社会学評論』57(1): 143-156.
- Osada, M., 2002, *Sanctions and Honorary Whites: Diplomatic Policies and Economic Realities in Relations between Japan and South Africa*, Westport: Greenwood Press.
- 大山卯次郎, 1930, 「南阿の有色人排斥と日本人入国問題」『外交時報』11月15日.
- 下地ローレンス吉孝, 2018, 『「混血」と「日本人」——ハーフ・ダブル・ミックスの社会史』青土社.
- Subrahmanyam, S., 2005, *Explorations in Connected History: Mughals and Franks*, New Delhi: Oxford University Press. (三田昌彦・太田信宏訳, 2009, 『接続された歴史——インドとヨーロッパ』名古屋大学出版会.)
- 高野麻子, 2016, 『指紋と近代——移動する身体の管理と統治の技法』みすず書房.
- 田辺明生・竹沢泰子・成田龍一編, 2020, 『環太平洋地域の移動と人種——統治から管理へ, 遭遇か

ら連帯へ』京都大学学術出版会.

Torpey, J., 2000, *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship, and the State*. Cambridge: Cambridge University Press. (藤川隆男訳, 2008 『パスポートの発明——監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局.)

渡辺公三, 2003, 『司法的同一性の誕生——市民社会における個体識別と登録』言叢社.

山本めゆ, 2013, 「人種概念としての『名誉白人——アパルトヘイト期南アフリカの日本人コミュニティに注目して』『ソシオロジ』56(3): 103-119.

Yap, M., and D. L. Man, 1996, *Colour, Confusion, Concession: The History of the Chinese in South Africa*, Hong Kong: Hong Kong University Press.